平成３１年１月２４日
京都府介護・地域福祉課

平成 31(2019)年度　介護職員処遇改善加算に係る介護職員処遇改善計画書等の
提出について【対象：京都市を除く府内市町村に所在する介護保険事業者】

平成 30 年度に介護職員処遇改善加算を算定している事業者で、**平成 31 年度も引き続き介護職員処遇改善加算を算定する場合は、平成 31 年度分の「介護職員処遇改善計画書」の提出が必要**となります。
つきましては、下記にご留意の上、必要書類を提出していただきますようお願いします。

記

１．提出先

事業所所在地を所管する保健所（別添提出窓口一覧参照）

※　事業所所在地を所管する各保健所にそれぞれ提出してください。
（加算体制届の提出先と同じです。）
また、複数事業所のうち、一部が京都市内に所在する場合は、別途京都市に提出する必要があります。詳細は、京都市介護保険課ホームページをご確認願います。
地域密着型サービス事業所を有する事業者は、所管する各市町村の担当課に確認願います。

２．提出書類

（１）介護職員処遇改善加算届出書（別紙様式３　または　別紙様式４）
（２）添付書類

① **別紙様式２：介護職員処遇改善計画書**
② **添付書類１（別紙様式 2-1）：介護職員処遇改善計画書（事業所一覧表）**
③ 添付書類２（別紙様式 2-2）：介護職員処遇改善計画書（都道府県内一覧表）
④ 添付書類３（別紙様式 2-3）：介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）

※　添付書類③、④の提出については、次に該当する場合、提出をお願いします。
③ …複数の事業所が都道府県を跨る場合
④ …複数の事業所が京都市内に跨る場合、又は地域密着型サービス事業所を有する場合
※　その他必要な書類（就業規則、給与規程、労働保険納付に関する確認資料等）については、**前年度に変更がなければ**、添付は不要です。

●　提出書類の上記様式は、京都府ホームページからダウンロードしてください。

３．提出方法

持参又は郵送（平成３１年２月２８日（木）消印有効）

※　本計画書の提出に対し、京都府から受理通知等は発行いたしません。受理確認が必要な場合は、控えと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。